

化審法における NPEの取扱方法が変わります!

優先評価化学物質NPEが「第二種特定化学物質」に指定されます

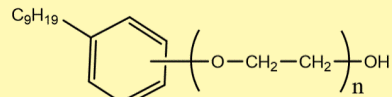
NPEの取り扱いに義務が生じます

NPEは主に界面活性剤として幅広く使われていますが、環境中で変化し、水生生物に影響を及ぼします。これが広範な地域に残留していることから、令和7年4月1日よりNPEの取扱者を対象に、環境への影響低減のための措置が義務化されます。

(義務の詳細は裏面へ)



←<NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)>



NPE

【物質名称】

α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)
(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)

NPEはいろいろなところで使われています!

あなたが
義務の対象かも
しれません

A NPEの
製造・輸入者

製造者 輸入者

B NPEの
取扱事業者

取扱事業者

貯蔵業者

運搬業者

C NPEが
含まれる
水系洗浄剤の
使用・取扱
事業者

清掃業者等
(NPEが含まれる水系洗浄剤を取り扱う事業者)

※取り扱っている化学物質に、NPEが含有されているかどうかは、「化学物質排出把握管理促進法」(化管法)のSDSの標準的な書式の【3.組成及び成分情報】や【15.適用法令】で御確認いただくことも可能です。ただし、記載がない場合であってもNPEが含有されていることもあるため、詳細は取引先に御確認ください。



化管法 SDS 制度



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

あなたが
義務の対象かも
しれません

NPE等の取扱いについて、どの義務の対象となるか、
以下のフローチャートでチェック！

